

静岡大学「光創起イノベーション研究拠点」棟利用について

光創起イノベーション研究拠点運営協議会

2015年11月9日

2021年2月22日 改訂

2023年4月1日 改訂

静岡大学「光創起イノベーション研究拠点」棟利用の取り扱いについて下記のとおりとする。

記

(利用の資格)

1. 本研究拠点棟を利用できる者は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 静岡大学、浜松医科大学、光産業創成大学院大学、浜松ホトニクス(株) (以下、4機関という) の役員、社員、教職員、学生
 - (2) 4機関のうち少なくとも1機関との産学連携に関わる契約(秘密保持契約を除く、共同研究契約、実施許諾契約、受託〔委託〕業務契約)を有する法人の構成員(役員、社員、教職員、学生)
 - (3) 国や地域の補助事業を4機関のいずれかと共同で受託している法人
 - (4) 光創起イノベーション研究拠点主催事業への参加者
 - (5) その他、光創起イノベーション研究拠点長(以下「拠点長」という。)もしくは光創起イノベーション研究拠点運営協議会が適当と認めた者

(注意事項の遵守)

2. 利用者は、拠点長が別に定める施設の利用に関する注意事項及び施設の設備に関する使用規則を遵守しなければならない。また、利用者は、利用期間中は光創起イノベーション研究拠点事務局の指示に従わなければならない。

(事故防止)

3. 利用者は、施設を利用するに当たっては事故、災害の防止に努めなければならない。

(損害の補填)

4. 利用者が故意又は過失により、建物、備品等を損傷又は滅失したときは、利用者は、拠点長の指示に従って、利用者の負担において速やかに原状に復さなければならない。

(利用承認の取り消し等)

5. 拠点長は、利用者が施設の運営に支障を及ぼす恐れがあると認められた場合には、その利用の承認を取り消し又はその利用を停止させることができる。